

## 匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について

厚生労働省 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について

## これまでの経緯

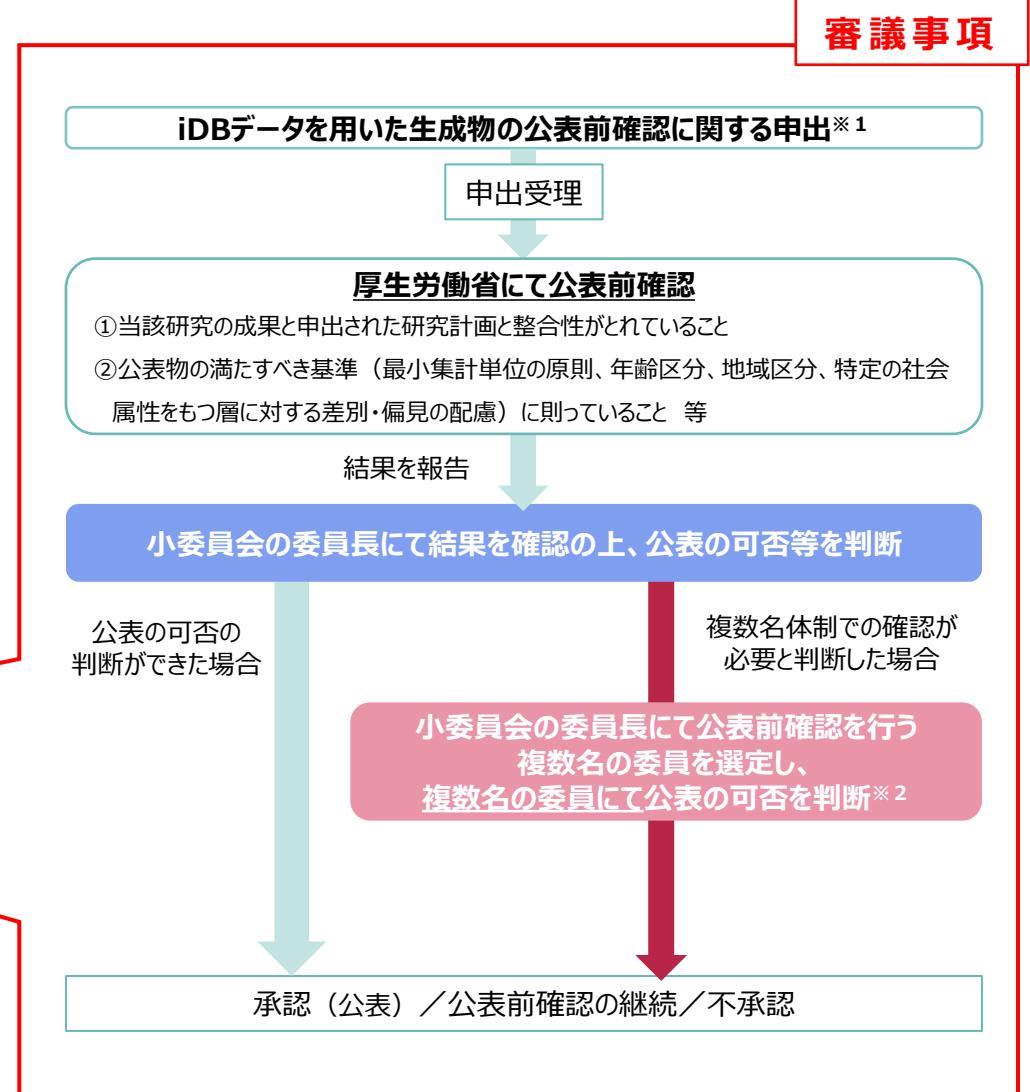
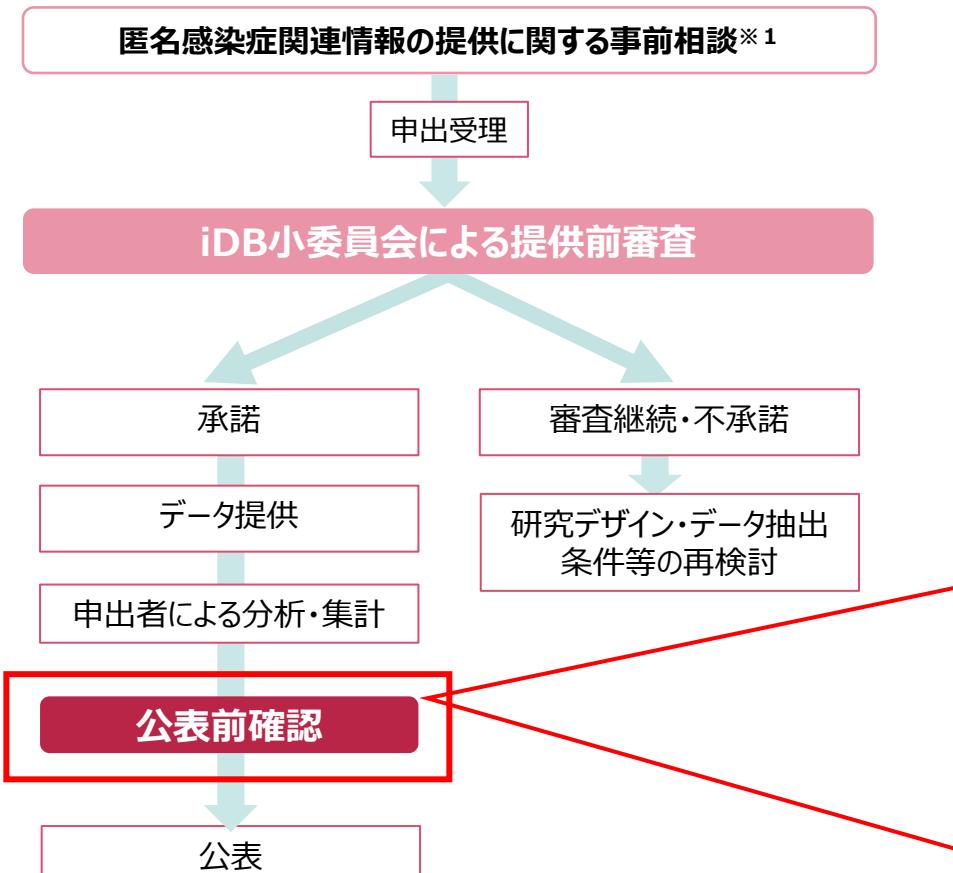
- 匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査体制には、以下2つの審査体制がある。
  - 匿名感染症関連情報データ提供可否を審査する「提供前審査」
  - iDB（匿名感染症関連情報データベース）を用いて生成した生成物の公表可否を判断する「公表前確認」
- 第1回匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会（令和6年5月30日）（以下、iDB小委員会といふ。）にて、提供前審査の体制について検討し、公表前確認の体制については、iDB小委員会にて検討することとした。
- 第1回iDB小委員会において、公表前確認の体制について以下のようなご意見をいただいたところ。
  - ▶ 公表前確認は、細かい確認や作業が必要になることから、事務的な前捌きを行うこと
  - ▶ iDB小委員会における「審査」ではなく、「報告」にて対応するなどの方法を検討すること 等
- 第7回iDB小委員会（令和7年9月11日）において、iDB小委員会長のみではなく、必要に応じて、複数名の委員で確認することとしてはどうかとのご意見あり、検討を継続することとした。

## ご審議いただきたいこと

- 第7回iDB小委員会のご意見を踏まえ、公表前確認の体制として、必要に応じて、複数名の委員で確認する体制とすることとしてはどうか。

# 匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制（案）について

## 審議事項



※1 他の公的DBとの連結申出に関する公表前確認を行う場合、連結先の窓口に対して  
も同様に申出が必要

※2 必要に応じて、iDB小委員会にて審議を行う場合もある